

【令和5年1月1日改正の経営事項審査について】

令和5年1月1日から、経営事項審査の基準が次のとおり改正されました。

1 改正内容

「その他の審査項目（社会性等）」が改正されました。

(1) ワークライフバランスに関する取組の状況の新設【項番 51～53 手引き P31】

次のア～ウの取得している認定のうち、最も配点の高いものを評価します。

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

- ・えるぼし認定1段階目（配点2）
- ・えるぼし認定2段階目（配点3）
- ・えるぼし認定3段階目（配点4）
- ・プラチナえるぼし認定（配点5）

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

- ・くるみん認定（配点3）
- ・トライくるみん認定（配点3）
- ・プラチナくるみん認定（配点5）

ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

- ・ユースエール認定（配点4）

(2) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の新設【項番 54 手引き P32】

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事のうち、全ての建設工事又は全ての公共工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施している場合に評価します。

※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から評価対象となります。

(3) 建設機械の保有状況における加点対象建設機械の追加【項番 64 手引き P35】

次のア～エが加点対象の建設機械として追加されました。

ア ダンプ車

加点対象は、自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものです。

なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は加点対象となりません。

イ 締固め用機械

加点対象は、特定自主検査の対象機械である「ロードローラー」、「タイヤローラー」、「振動ローラー」及び「ハンドガイドローラー」です。

なお、「コンパクタ」や「ランマー」等の明確に自走能力がない建設機械は、特定自主検査の対象機械ではないため、加点対象となりません。

ウ 解体用機械

加点対象は、特定自主検査の対象機械である「ブレーカ」、「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」及び「解体用つかみ機」です。

なお、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加点しません。

エ 高所作業車

加点対象は、特定自主検査の対象となる「作業床の高さが2メートル以上の高所作業車」です。

(4) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況における加点対象の追加【項番 65 手引き P36】

加点対象とされる環境配慮に関する取組に、エコアクション21の認証が追加されました。

環境配慮に関する取組については、ISO14001の登録（配点5）とエコアクション21の認証（配点3）をいずれも取得している場合は、配点の高いものを評価します。

2 再審査について

受付期間は、令和5年4月30日までです。

※ 詳細は、別添を御確認ください。

経営事項審査の基準改正に伴う再審査の取扱いについて

1 再審査について

(1) 申立期間

令和5年4月30日まで ※**監理課必着**

(2) 対象者

再審査の申立てをする日の1年7ヵ月前の日以降の審査基準日に係る経営事項審査の結果について、再審査を申し立てることができます。

なお、再審査は改正に係る事項に限り行うため、対象となるのは「別紙3 その他の審査項目（社会性等）」のうち、項番51～53、64、65です。

今回の再審査の申立ては、義務ではありません。再審査の申立てをしない場合は、交付済みの経営事項審査結果通知書が有効となります。ただし、発注機関によっては、入札参加資格審査で再審査後の経営事項審査結果通知書の提出が求められる場合がありますので、各発注機関（市町村等）に御確認ください。

※ 青森県有資格建設業者名簿に登載されている方が再審査を受けた場合でも、等級及び総合点の変更は行いません。

現在（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）受付を行っている「随時の資格審査」、令和5年2月10日から令和5年3月9日に受付を行う「再度の資格審査」においては、再審査後の結果の提出も可能とします。

(3) 手数料

無料です。

(4) 受付方法

郵送により、受け付けます。

2 再審査の流れ

- (1) 監理課へ提出書類（申立書、確認書類及び返信用封筒）を郵送してください。
- (2) 監理課で改正部分に係る項目の審査をした後、結果通知書が送付されます。

3 提出書類

様式掲載場所（青森県建設業ポータルサイト「経営事項審査－申請書様式等ダウンロード」）

再審査申立て（青森県県土整備部監理課建設業振興グループに送付するもの）

項	目	補 足 説 明								
申立書 2部 （正本 ・ ・ ・ 1部 副本（申立者控） ・ ・ ・ 1部）	経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書 （電算用紙 20001 帳票）	<ul style="list-style-type: none"> 「経営規模等評価申請書」及び「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」を二重線で消してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="font-size: small;">様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;"> 建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。 建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。 </p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 項番05「申請等の区分」は「4」を記入してください。 直近の経営事項審査申請時以降に、許可情報（項番02、07～14）を変更した場合は、最新の情報を記入してください。 項番04、15～20は、直近の経営事項審査申請書と同じ内容を記入してください。 申請書2枚目下部の「再審査を求める事項等」を記載してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">審査結果の通知番号</td> <td style="width: 50%;">審査結果の通知の年月日</td> </tr> <tr> <td>第（空欄）号</td> <td>令和〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>再審査を求める事項</td> <td>再審査を求める理由</td> </tr> <tr> <td>令和5年1月1日施行の改正に係る事項</td> <td>制度改正のため</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※「審査結果の通知番号」は記載不要です。 ※「審査結果の通知の年月日」の欄には、直近の結果通知書（旧結果通知書）の通知年月日を記入してください。 ※行政書士が代理申請する場合は、行政書士の職印を押印してください。 	審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日	第（空欄）号	令和〇年〇〇月〇〇日	再審査を求める事項	再審査を求める理由	令和5年1月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため
		審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日							
第（空欄）号	令和〇年〇〇月〇〇日									
再審査を求める事項	再審査を求める理由									
令和5年1月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため									

申立書 2部 (正本 ・ ・ ・ 1部 副本 (申立者控 ・ ・ ・ 1部)	別紙3 その他の審査項目 (社会性等) (電算用紙 20004 帳票)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番5 1～5 3、6 4、6 5のみ再審査の対象です。 ・ 直近の経営事項審査申請時から項番6 4に変更がない場合は、同じ内容を記入してください。 ・ 項番4 1～5 0、5 5～6 3、6 6、6 7については、直近の経営事項審査申請時と同じ内容を記入してください。 ・ 項番5 4については、令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から評価対象となりますので、記載不要です。 	
	建設機械の保有状況表 (手引きP 1 3 8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再審査の対象となる建設機械は、加点対象として追加された建設機械(ダンプ車、締固め用機械、解体用機械、高所作業車)のみです。 ・ 直近の経営事項審査申請時に加点対象とした建設機械がある場合は、同じ順に記載し、その後に再審査の対象となる建設機械を記載してください。 ・ 直近の経営事項審査申請時から項番6 4に変更がない場合は、提出不要です。 ・ 直近の経営事項審査申請時に加点対象とした建設機械が15台以上ある場合は、提出不要です。 	
確認書類 (写し)	直近の経営事項審査結果通知書 (旧結果通知書)		
	直近の経営事項審査申請書の 副本	申請書副本全ページの写しを提出してください。	
	許可変更届	直近の経営事項審査申請以降に、許可情報(項番0 2、0 7～1 4)を変更した場合は、提出してください。	
	基準適合一般事業主認定通知書	項番5 1 えるぼし認定等を受けている場合(手引きP 3 1)	
		項番5 2 くるみん認定等を受けている場合(手引きP 3 1)	
	基準適合事業主認定通知書	項番5 3 ユースエール認定を受けている場合(手引きP 3 1)	
	売買契約書 又はリース 契約書	自動車検査証	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダンプ車(手引きP 3 5) ・ 再審査の対象となる建設機械のみ提出
		特定自主検査 記録表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締固め用機械、解体用機械、高所作業車(手引きP 3 5) ・ 再審査の対象となる建設機械のみ提出
(一財)持続性推進機構に よって認証を受けているこ とを証明する書類(認証・登 録証)	項番6 5 エコアクション2 1の認証を受けている場合(手引きP 3 6)		

返信用封筒	140円切手を貼付したもの ※切手の金額が不足する場合は、「受取人払」で返送します。
委任状 <u>(任意様式)</u>	行政書士が代理申請する場合は、添付してください。
【宛先】 〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 県土整備部監理課建設業振興グループ	

【問合せ先】

青森県 県土整備部

監理課 建設業振興グループ

電 話 017-734-9640 (直通)

経営事項審査の主な改正事項

(令和5年1月1日・一部令和4年8月15日改正)

【令和5年1月1日改正】

(1) 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

- 1 W1-9 ワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する取組の審査基準及び評点
- 2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
- 3 W1-10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容
- 4 W7 建設機械の保有状況の改正内容
- 5 W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

【令和4年8月15日改正】

(2) その他改正事項(監理技術者講習受講者の経審上の加点関係)

(1) 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

- 現行の「労働福祉の状況(W1)」、「若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況(W9)」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)」に新設した「ワーク・ライフバランスに関する取組の状況」「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」をあわせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することとした。
- また、「建設機械の保有状況(W7)」及び「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)」の加点対象を拡大・追加することとした。

【現行】

項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況	(45)
①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法廷外労災制度の加入状況	15
W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加点)	15
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①ISO9001	5
②ISO14001	5
W9 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
合計(最高点)	217

【改正後】

項目	評点(最大)
W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	(77)
①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法廷外労災制度の加入状況	15
⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15
W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種の外に加点対象を拡大)	15
W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①品質管理に関する取組(ISO9001)	5
②環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21)	5
合計(最高点)	237

W1に再編

新設

拡大

追加

Wの素点が大きく増加することから、総合評定値P点への換算式を変更。(詳細は(1)-3参照)

(1)–1 W1-9 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(新設)

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 内閣府による「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)に基づき、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとする。

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし (第3段階)	4
	えるぼし (第2段階)	3
	えるぼし (第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

取得している認定のうち
最も配点の高いものを評価
(最大5点)

(例)
「プラチナえるぼし認定」
「トライくるみん認定」 を取得している場合
「ユースエール認定」
⇒配点の高い「プラチナえるぼし」を評価し5点

- ※ 「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等により認定の取得状況を確認する
- ※ 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象としない

(1)–2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(新設)

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
 - ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
 - ③ 災害応急工事
- 〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
 建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事
 〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕 〕

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム(<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

(1)–3 W1–10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- W1–10に関しては、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について、審査項目に追加する。

※仮に、審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しない

- 当該項目追加に合わせて、P点に占めるW点のウェイトが大きくなるため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数を以下のように変更することとする。

現行	施行日(令和5年1月)以降 ※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加	CCUSの導入状況の審査項目追加後 ※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加
$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.32%)	$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.59%)	$\frac{1,750}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.40%) <small>※現行を維持した場合のウェイト: 15.44%</small>

係数変更による影響例

	2023/3期	係数の変更	2024/3期
W点の合計値	100	$\times \frac{1900}{200}$ $\times 0.15$	100
(W)	950		875
(P)への換算値	142.5		131.25

- W点の変更がなかった場合を仮定 (W点各項目合計100点)

- 新設されるW1-⑨、⑩による加点がなかった場合には、P点は、約11.25点下がることとなる。

参考 現行のP点(総合点)への換算式

$$(W) = W\text{点項目ごとの合計点数} \times \text{係数} \frac{1900}{200}$$

$$(P) = (X1) \times 0.25 + (X2) \times 0.15 + (Y) \times 0.20 + (Z) \times 0.25 + (W) \times 0.15$$

(1)-4 W7 建設機械の保有状況の改正内容

令和5年1月1日以降の申請で適用

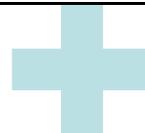
○地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有(※)・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。

※ 1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加点

○現在の加点対象に加え、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在しており、災害対応力を適正に評価するため、**加点対象建設機械を拡大**

現在の加点対象

法令根拠	機種	検査方法
安衛法施行令	ショベル系掘削機	特定自主検査
	ブルドーザー	
	トラクターショベル	
	モーターグレーダー	
	移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)	製造時検査又は性能検査
ダンプ規制法	大型ダンプ(土砂の運搬が可能な最大積載量5以上)	自動車検査



追加される建設機械

道路運送車両法	ダンプ (土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
安衛法施行令	締固め用機械	特定自主検査
	解体用機械	
	高所作業車(作業床の高さ2m以上)	

(2) 監理技術者講習受講者の経審上の加点内容の改正

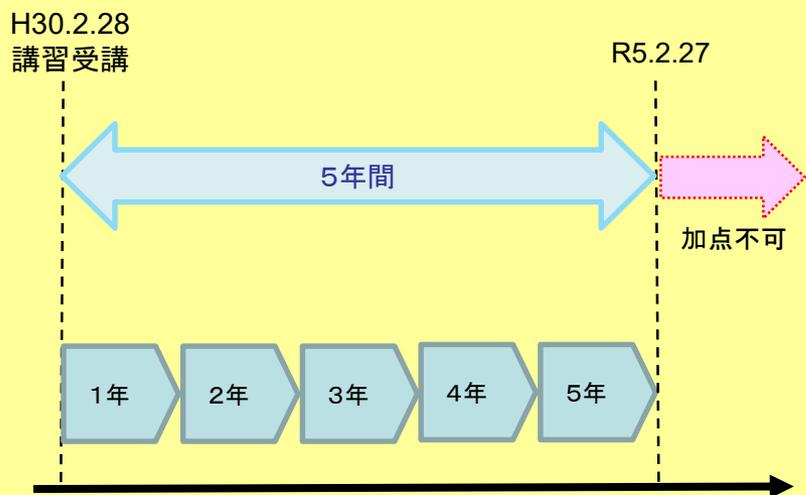
令和4年8月15日以降の申請で適用

- 技術力(Z)の項目において、監理技術者の講習受講者を加点対象としているところ、建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と経審上加点可能な期間にずれが生じていた
- 加点可能な期間を「講習修了の日の属する年の翌年から5年間」とした
- この改正は、令和4年8月15日以降の申請に適用する

(例)H30年2月28日に講習を受講した場合

【改正前】

監理技術者講習受講から5年間加点可能
=H30.2.8 ~ R5.2.27



【改正後】

監理技術者講習を受講した日の翌年の開始日から
5年間加点可能
=H30.2.8 ~ R5.12.31

